

令和 8 年度建設業経営者研修会

- 1 建設業許可について
- 2 建設業法に基づく法令遵守指導
- 3 その他
- 4 経営事項審査について

はじめに



不当な情報提供要求対応・情報漏洩防止

○入札結果の公表など、入札手続の透明性を図る一方で、次の事項は落札者決定までは非公表の情報として取り扱っている。



○非公表の情報

- ・一般競争入札の参加者名、数
- ・予定価格2,500万円以上(舗装工事は1,200万円以上)の予定価格
- ・指名競争入札の指名業者名、数
- ・総合評価方式の技術評価点
- ・最低制限価格
- ・調査基準価格
- ・設計単価 等



- 県職員に対し、非公表の情報を聞き出そうとする行為が確認された場合は

指名停止措置を講じるなど、
厳正に対処していきます

1 建設業許可について



テキスト1ページ

一式工事・・・土木一式、建築一式

専門工事・・・大、左、と、石、屋、電、管、夕、鋼、筋、舗、しゅ、板、ガ
塗、防、内、機、絶、通、園、井、具、水、消、清、解

（注意）

一式工事の許可を取得していても、500万円以上の専門工事を請け負うことは出来ません。その工事に対応する専門工事の許可が必要です。請け負った場合は、建設業法違反となり、監督処分の対象となります。

テキスト3ページ

○特定建設業の金額要件（令和7年2月改正）

発注者から直接請け負った一件の建設工事（元請工事）について、下請契約の合計金額が

4, 500万円以上→5, 000万円以上

（建築一式工事）7, 000万円以上→8, 000万円以上 ※税込

建設業許可の要件

- (1) 経營業務の管理責任者（経管）の設置
- (2) 社会保険への加入
- (3) 営業所技術者等の配置
- (4) 誠実性
- (5) 財産的基礎又は金銭的信用

テキスト4～7ページ

(1) 経營業務の管理責任者（経管）の設置

○経管の要件を満たす者

許可申請者の常勤役員又は個人事業主であり、

- ・ 法人の役員等又は個人事業主→5年以上
- ・ 法人の役員等又は個人事業主を直接補佐する役職→6年以上

※建設業の経営経験が5年未満の場合でも、許可申請法人・事務所において財務管理や労務管理、業務運営等の経験を有する者を補佐人として配置することにより要件を満たします。

(具体例)

経管　：建設会社の取締役を3年＋建設会社の財務管理担当部長を2年

補佐人：許可申請会社で建設業に係る財務管理、労務管理、業務運営を5年

テキスト7ページ

(2) 社会保険への加入

○加入義務のない事業所

- ・健康保険 [常用労働者が5人未満の個人事業所
 建設国保等に参加している事業所

- ・厚生年金保険 [常用労働者が5人未満の個人事業所

- ・雇用保険 [常用労働者がいない事業所

(注意)

取締役や事業主とその家族のみの事業所が、新たにそれ以外の従業員を雇用した場合、雇用保険適用事業所となるので、その際は速やかに加入手続きを行い、建設業許可の変更届を提出してください。

テキスト 8 ページ

(3) 営業所技術者等の設置

令和 6 年 1 2 月改正

専任技術者→営業所技術者等 ※要件に変更は無し

営業所技術者「等」・・・一般 営業所技術者

特定 特定営業所技術者

(注意)

- ①営業所毎に契約を結ぶ工種に合った営業所技術者等を配置してください。
- ②営業所技術者等は、専任を求められる工事現場や営業所から遠方の工事現場に配置することは原則できません。遠方の基準としては、営業所から工事現場まで片道 2 時間を目安としてください。

テキスト 5 2 ～ 5 7 ページ

営業所技術者等資格区分一覧

「7※」・・・指定学科を修めた大卒又は高専卒と同等程度（資格＋実務 3 年）

「7○」・・・指定学科を修めた高卒と同等程度（資格＋実務 5 年）

テキスト 1 2 ページ

(6) 欠格要件

テキスト 1 2 ページ、1 3 ページの①から⑭のいずれか（許可の更新を受けようとする場合は、①又は⑦から⑭までのいずれか）に該当するとき欠格要件に該当します。

*** 欠格要件に該当した場合は届出が必要です。**

- ① 破産者で復権を得ないもの
- ② 法第 2 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 法第 2 8 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑦ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 等

テキスト 14・15 ページ

許可の有効期間 5 年間

許可の更新申請は、**有効期間満了の前 30 日以内に提出！**

受付は有効期間満了の 3 ヶ月前から行っています。早めの提出を！

※期限までに更新申請をしなかった場合、許可は失効となり、新規で許可を取り直す必要があります。

《注意》

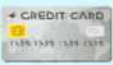
更新申請の際に、過去 5 年間における「決算変更届」の提出を確認します。未提出の年がある場合は、審査をしません。

また、更新に伴い、未提出分の決算変更届を提出する方もいますが、そのようなことがないようにしてください。

15ページ 証紙販売について



**令和8年9月末で
鹿児島県収入証紙の
販売を終了します**



鹿児島県の収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。
鹿児島県では、パスポート申請や運転免許証の更新などに使用されています。

※契約書等に貼り付ける国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙の**販売**は
令和8年9月末日
まで

購入済証紙の**使用**は
令和9年3月末日
まで

未使用証紙の**還付**は
令和8年10月 から
令和13年9月末日
まで

収入証紙販売終了後（令和8年10月以降）の手数料の納付方法
※ 手数料の種類により、取り扱う納付方法が異なりますので、詳しくは手数料を所管する
担当課におたずねください。

1 オンラインでの納付
県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード
決済（PayPay）、インターネットバンキングによりオンライン
での納付が可能です。

2 支払窓口での納付
① 振興局等の支払窓口で、
クレジットカード・電子
マネー等により納付。
② 県が収納事務を委託
した団体の支払窓口で
現金により納付。

3 県の納付書での納付
県から交付された納付書を使用し
て、スマホ、クレジットカード、
インターネットバンキング、コン
ビニ、銀行等で納付。

【お問い合わせ】鹿児島県出納局会計課
☎099-286-3765 ✉acsm@pref.kagoshima.lg.jp

テキスト16ページ

許可申請書の提出部数は2部（各種変更届も）

○A化用入力表の提出は不要

原本必要・・・雇用保険納入証明書、登記簿、納税証明書、残高証明書、住民票
身分証明書、登記されていないことの証明書 等

原本不要・・・標準報酬決定通知書、資格者証、卒業証明書 等

テキスト18ページ

営業所の写真は外観全景、入口付近、内部全景の写真を添付

看板（表札）は風雨に耐える素材で作成し、公道から見える場所に設置（固定）

※看板（表札）の商号は許可申請書及び登記簿どおりの商号で表記

テキスト18ページ

○**経營業務の管理責任者に関する確認資料**

1. 経営経験が認められる地位にあったことの確認資料

(例) 登記簿（法人役員）、確定申告書第1・2表の控え（個人事業主） 等

2. 建設業を営んでいたことの確認資料

(例) 契約書、注文書、請求書 等

※過去に建設業許可業者で経管になっていた場合は、

当該許可業者の許可申請書の副本（表紙、経管証明書）を添付

テキスト 2 6 ページ

○営業所技術者等に変更があった場合（提出期限：事実発生後 **2 週間以内**）

辞任する技術者

新任の技術者



「営業所技術者等証明書」をそれぞれ作成

（注意）

営業所技術者等が退職等した場合は、それと同時に有資格者に交代させる必要があります。営業所技術者等の要件を満たす有資格者がいない場合は、業種の一部廃業等の手続きを行う必要があります。

テキスト 2 6 ページ

○健康保険等の加入状況（提出期限：事実発生後 **2 週間以内**）

健康保険等の加入義務が発生した場合は速やかに加入手続きを行い、変更届を提出してください。

テキスト 2 7 ページ

○営業所の名称又は所在地（提出期限：事実発生後 **30 日以内**）

・住民票の変更があった場合

登記簿及び「市町村が発行した住居表示の変更を証明する書面」を添付してください。

・電話番号・ファックス番号に変更があった場合

登記簿の添付は必要ありません。

テキスト27ページ

○「役員等」に変更があった場合（提出期限：事実発生後**30日以内**）

「役員等」・・・法人役員、5%以上の株を保有する個人株主 等

※変更届を提出する際は、新しく就任する役員等氏名の読み方、性別、株主・株数の変更の有無について付箋等に記載して書類に貼付してください。

テキスト29ページ

○建設業の全部又は一部廃業（提出期限：事実発生後**30日以内**）

許可業種廃止する場合は、全部、一部を問わず廃業届を提出する必要あり

※営業所技術者等の変更を伴う一部廃業の場合は、提出期限は**2週間以内**

テキスト 29 ページ

○決算変更届（提出期限：決算後 4 ヶ月以内）

毎年必ず提出してください！ ※郵送での提出の場合は、消印有効

（注意）

決算変更届を提出していない年がある場合、許可の更新や業種追加等できません。また、決算変更届の提出時期が遅れると、経営事項審査の受審時期も遅れる可能性があります。

🔊 決算変更届の即日審査の時間変更について

令和 7 年 9 月 1 日から即日審査の受付時間を変更いたしました。

【変更前】

午前： 9 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分 午後：1 3 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分

【変更後】

午前：1 0 時 0 0 分～1 1 時 3 0 分 午後：1 3 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分

テキスト 30 ページ

○建設業者の地位の承継

<要件>

①事業譲渡によって、建設業の**全部**を承継先に承継すること

※承継しない業種がある場合は、承継元において事前に一部廃業の必要あり

②承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること

③承継元が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について、承継先が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

④承継後の全ての業種について、承継先が許可要件を満たすこと



以上の要件を満たしたうえで、承継の事実発生日の**45日前**までに書類完備の状態で申請してください。なお、相続については、被相続人の死亡後**30日以内**に申請してください。

テキスト 37～38ページ

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

○申請にあたっての注意事項

- ・申請者の入力画面は、行政庁側で確認することができないので、入力方法等の質問に関しては、J C I Pヘルプデスクまでお問い合わせください。
【J C I Pヘルプデスク（0570-033-730） 平日 9：00～17：00】
- ・本県は、収入証紙の電子納入には対応しておりません。納入の際は、郵送又は窓口提出となります。
- ・本システムは「事前認可」に対応しておりません。
- ・経営事項審査を電子申請する場合は、有効期間が満了する月の前月末までには申請してください。

※経営事項審査については、対面での審査に比べ、かなりの日数を要します。

2 建設業法に基づく法令遵守指導

○建設工事の請負契約の内容（建設業法第19条）

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は前金払又は出来形部分払の支払時期及び方法
- ⑥ 契約内容の変更に関する定め
- ⑦ 天災等による工期の変更又は損害の負担等に関する定め
- ⑧ 価格変動等による請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 工事に使用する資材又は機械等を貸与する場合は、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 工事完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 債務不履行等の場合の違約金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

※注文書・請書の交換による契約の場合でも、上記の項目を網羅する必要あり

テキスト 2 2 1 ページ

○配置技術者等について

(令和 7 年 2 月改正)

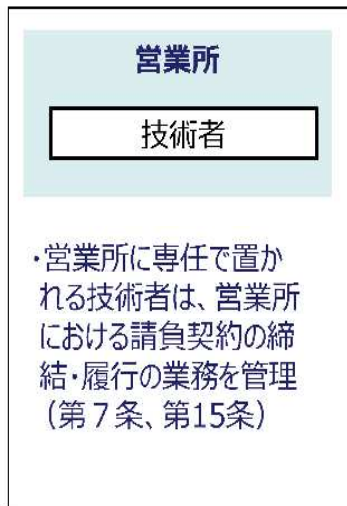
監理技術者の配置を要する下請代金 (建築一式の場合)	5, 0 0 0 万円以上 (8, 0 0 0 万円以上)
専任を要する工事の請負代金 (建築一式の場合)	4, 5 0 0 万円以上 (9, 0 0 0 万円以上)

○営業所技術者等と配置技術者の兼務

所定の要件 (テキスト 2 2 5 ページ) を満たせば兼務可能

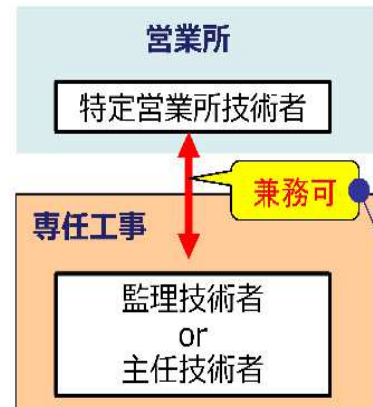
《注意》

県本土の営業所技術者等が離島の現場に行く、離島の営業所技術者等が本土の現場に行くことは、要件にある移動時間等の観点から、物理的にできないものと考えております。違反した場合は、行政指導又は行政処分の対象となります。

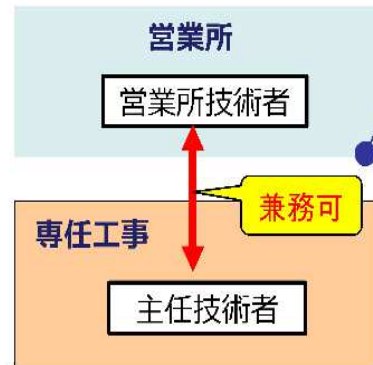


改正後

＜特定建設業の場合＞



＜一般建設業の場合＞



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

【兼務の要件】

○工事契約（法律）

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額（政令）

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

○兼任現場数（政令）

1工事現場

○営業所と工事現場の距離（省令）

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数（省令）

3次まで

○連絡員の配置（省令）

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

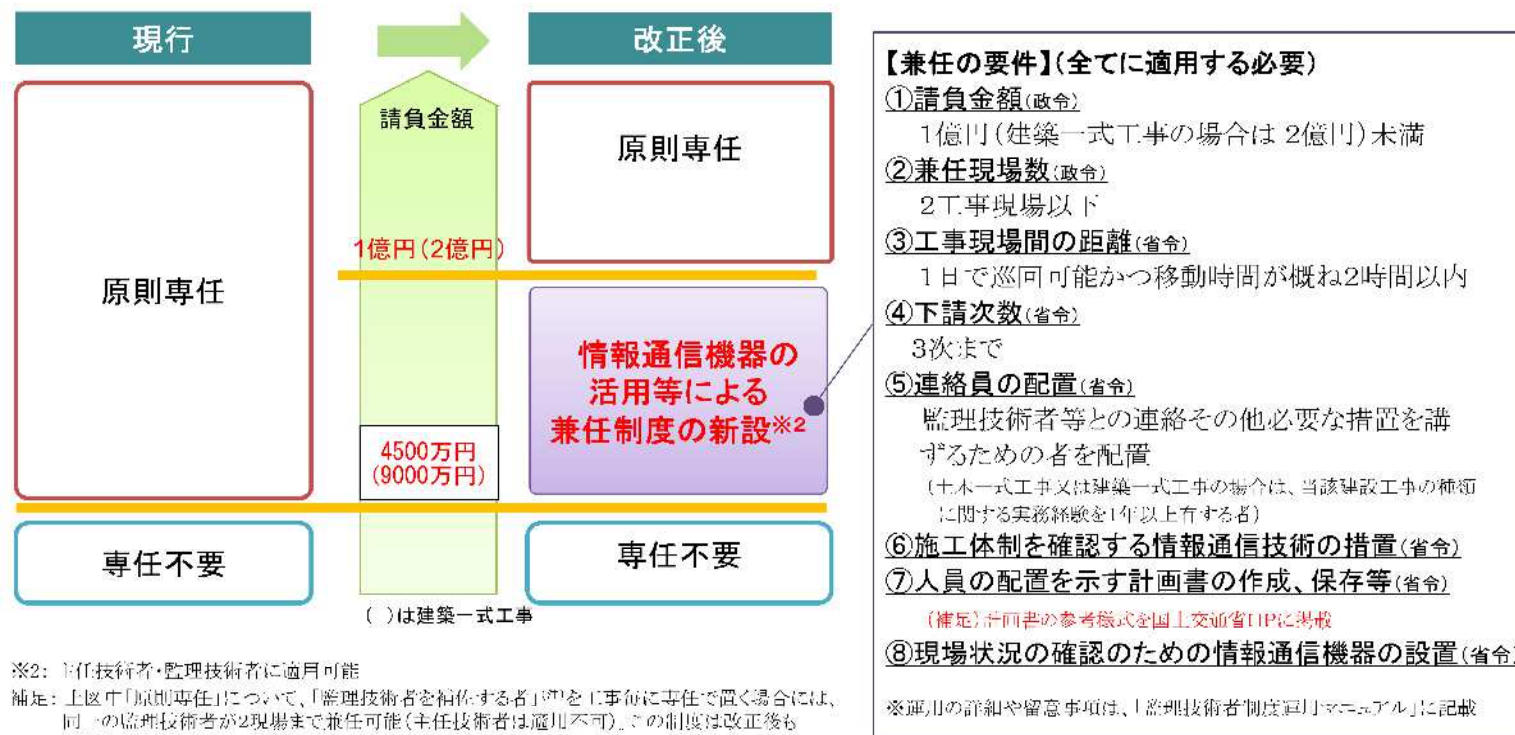
○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

テキスト 228 ページ

○建設業法改正（令和6年12月施行）による配置技術者の要件緩和

（ア）専任特例1号



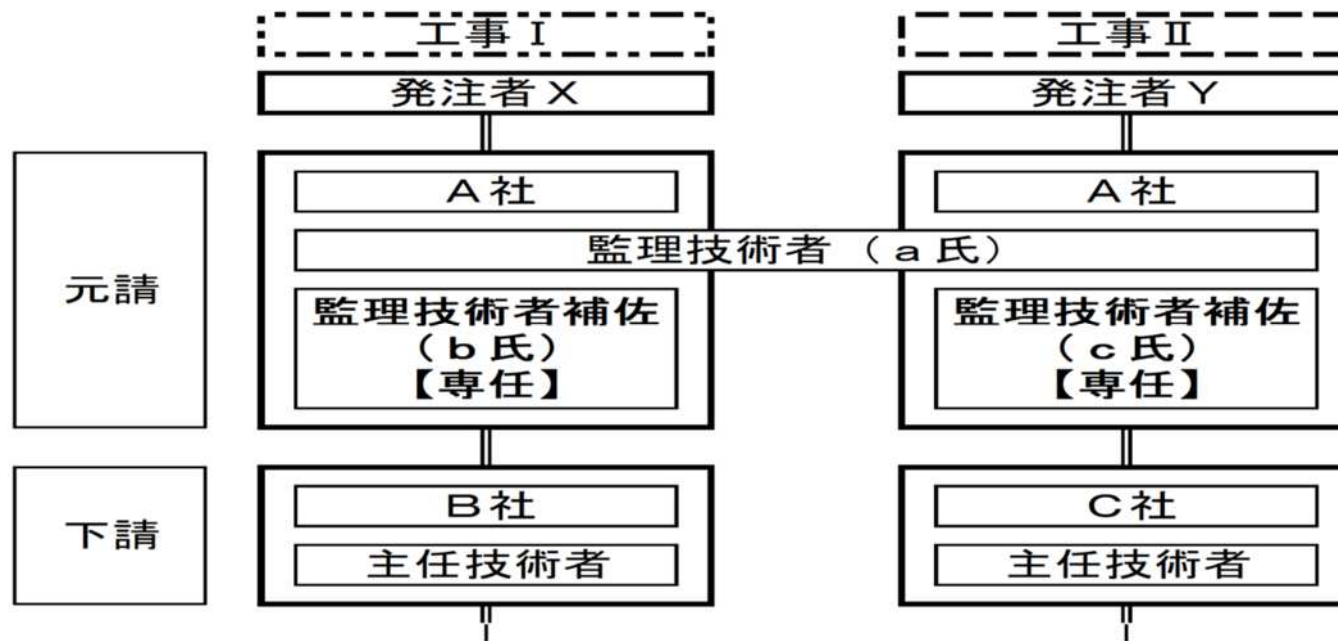
※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上区中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注: 「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士相当者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者運用マニュアル参照)

テキスト 228 ページ

(イ) 専任特例 2 号



<監理技術者補佐の資格等>

- ・ 1 級技士補又は主任技術者となる要件を満たす者
- ・ 監理技術者となる要件を満たす者

テキスト234ページ

○施工体制台帳の整備

施工体制台帳を作成しなければならない下請金額 **5,000万円**以上

(建築一式工事の場合) **8,000万円**以上

※公共工事については、全ての工事で作成が必要です。

テキスト237ページ

○建設業者に対する指導及び監督

指導及び勧告	行政処分
建設工事の適切な施工を確保し、建設業の健全な発展を図るために必要な指導、助言及び勧告	指示処分 営業の停止処分 許可の取消処分

指導及び勧告 < 行政処分

指示処分 < 営業停止処分 < 許可取消処分

テキスト239～240ページ

○建設キャリアアップシステム（CCUS）

建設キャリアアップシステムとは、

技能者一人ひとりの就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげることを目的としたシステム

システムを利用する利点

- ・工事現場入退場時にICカードを用いることによる入場管理等の効率化
- ・建退共の電子申請との連携による事務手続の効率化 等

システム普及促進のための取組

- ・工事成績評定の「創意工夫」で加点
- ・総合評価落札方式において加点（令和5年度から）

テキスト 2 4 1 ページ

○建設工事関係統計調査への協力

	建設工事受注動態統計調査	建設工事施工統計調査
実施周期	毎月	年 1 回
提出期日	調査月の翌月 7 日	毎年 7 月中旬～下旬
提出先	最寄りの地域振興局，支庁	最寄りの地域振興局，支庁

本県での回収率は約 6 割

統計調査へのご協力、よろしくお願いいたします。

テキスト 3 5 6 ページ

○一括下請負の禁止

一括下請負については、

発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切ることになること

中間搾取

工事の質の低下

労働条件の悪化

実際の工事施工の責任の不明確等の発生

施工能力がない商業的ブローカー的不良建設業者の輩出等

以上の理由から、元請であるか、下請であるかを問わず禁止されています。

（注意）

一次下請負人が元請負人から一括して請け負った場合、下請としてきちんと仕事をしていても、元請負人だけでなく、下請負人も営業停止処分等といった監督処分の対象となります。

テキスト242ページ

○**建設業法令遵守ガイドライン**

テキスト361ページ

○**社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン**

法令上加入義務のある保険については、適切に加入してください。なお、下請指導ガイドラインは加入義務のない保険に加入することまでは求めています。

テキスト414ページ

○**電子入札システム I Cカードの手続について**

I Cカードの届出書・変更届出書については、令和6年から郵送又は持参だけでなく、電子申請でも受け付けております。

テキスト418～423ページ

○**下請セーフティネット債務保証、地域建設業経営強化融資制度 等**

3 その他 (入札、浄化槽、解体、住宅瑕疵担保)

テキスト424ページ

○県建設工事入札参加資格審査について

令和8年度は令和9・10年度資格の審査

<資格要件>

ア 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に迎えた決算日（審査基準日）における経営事項審査を受審し、結果通知書を受領していること

イ 審査基準日の直近2年間の間に申請業種の工事实績があること

ウ 役員等が暴力団等でないこと

エ 社会保険に加入していること

<申請時期> 令和8年8月4日から10月19日

<資格の有効期間> 令和9年4月1日～令和11年3月31日

申請様式等は県ホームページをご確認ください

○令和9・10年度の入札参加資格の評価項目からの変更点

①技術職員

- ・舗装診断士の点数を2点から4点に引き上げ
- ・登録基幹技能者の対応業種に土木一式と建築一式を追加

②研修会参加

- ・対象となる研修会に「舗装施工管理技術者・舗装診断士講習会」を追加
ただし、点数の上限は1年につき3点

③建設業関連表彰実績

- ・対象となる表彰に「建設人材育成優良企業表彰」を追加

④舗装機械保有

- ・対象となる機械に「モーターグレーダー」、「ロードローラー」、「タイヤローラー」を追加
ただし、アスファルトフィニッシャーを所有していることが条件
(参考)

○継続学習支援制度

経営事項審査において評価対象であることを踏まえ、評価項目から削除

テキスト433ページ

○浄化槽工事業の登録及び届出

浄化槽工事を請け負う場合には、500万円未満の軽微な工事を含め、浄化槽工事業の登録、または、特例浄化槽工事業者としての届出が必要です。

浄化槽工事業登録業者	特例浄化槽工事業者
建設業の許可なし	建設業の許可（土木、建築、管のいずれか）

《注意》

浄化槽工事業登録業者及び管の許可を取得していない特例浄化槽工事業者は、500万円以上の浄化槽工事を請け負うことはできません。

※特例浄化槽工事業者は、浄化槽法により、建設業許可の更新後には「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」の提出が必要です。

テキスト451ページ

○解体工事業の登録制度

解体工事を請け負う場合には、500万円未満の軽微な工事を含め、解体工事業の登録か、土木、建築、又は解体いずれかの建設業許可を取得している必要があります。

（注意）

500万円以上の解体工事を請け負う場合には、解体工事の建設業許可が必要です。

テキスト467ページ

○住宅瑕疵担保履行法に基づく届出

基準日（毎年3月31日）以前10年間に新築住宅の引き渡しを行った場合は、基準日における資力措置状況や引渡実績等を県に届け出る必要があります。

＜届出を行わない場合＞

新たに新築住宅の請負契約を締結することが禁止されることも

※基準日前過去10年間のうちに1戸でも引き渡し実績があれば、届出が必要

4 経営事項審査について



経営事項審査（経審）とは

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査であり、経営規模、経営状況、技術力等、企業の総合力を客観的な基準によって審査するもの

令和8年7月1日改正

- 1. 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無【新設】**
- 2. 建設機械の保有状況【拡大】**
 - ・ 不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャの追加
- 3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除**
 - ・ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入有無について審査項目から削除

テキスト 3 ページ

○審査基準日

審査基準日・・・直前の決算日（新規設立の場合は法人設立日または創業日）

（注意）

審査は、直前の決算日が対象となるため、申請時に新しい審査基準日（決算日）を迎えている場合は従前の審査基準日では審査を受けることができません。

※会社分割・合併または事業譲渡をした場合は、分割・合併の日または譲渡日を審査基準日として受審することができます。

テキスト3ページ

○経審結果の有効期間

有効期間・・・審査基準日（決算日）から1年7ヶ月

※有効期間が切れ目なく継続できるように、受審申込は有効期間の切れる2ヶ月前までに行ってください。（受審時期の目安→テキスト30ページ）

テキスト4ページ

○審査項目

「経営規模等評価（X、Z、W）」＋「経営状況分析（Y）」

国土交通大臣又は都道府県知事 登録経営状況分析期間



「総合評定値（P）」

テキスト 1 1 3 ページ

○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

経審では、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象としています。

＜加点要件＞

- ①審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第 6 号の誓約書を提出

審査対象工事とは

→審査基準日以前 1 年のうちに元請として**契約した**請負工事（未成工事含む）

※軽微な（建設業許可を必要としない）建設工事、日本国外で施工する工事、災害応急工事は審査対象外です。

※契約当初は 5 0 0 万円未満の軽微な工事であったが、請負金額の増額により 5 0 0 万円以上となった建設工事は審査対象工事となります。

テキスト 1 1 4 ページ

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置とは

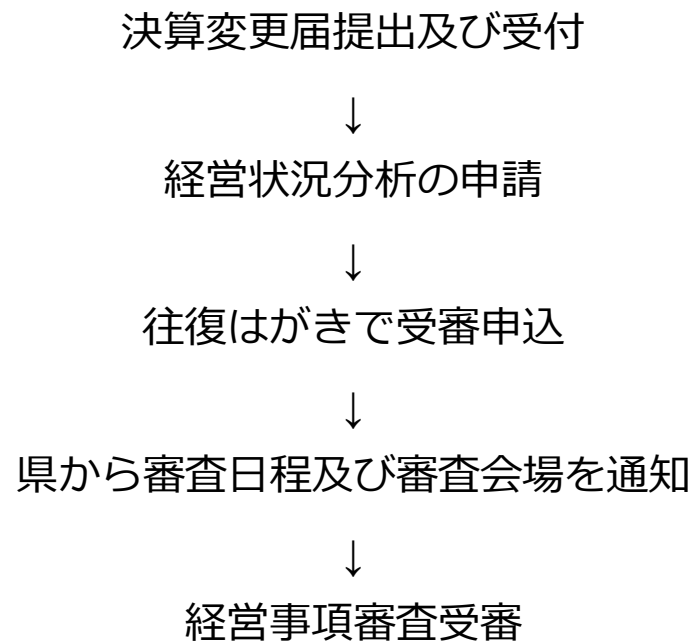
- (1) C C U Sへ現場名組織情報、現場連絡先、現場事務所住所、電話番号等、現場管理者、就業履歴蓄積期間、発注区分、有害物質の取扱の有無といった現場契約情報の作成及び登録
- (2) カードリーダーをかざして就業履歴を蓄積、顔認証による入退場の履歴を登録等のC C U Sへ直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制を整備

以上の(1)、(2)を整備することを指します。

※就業履歴を蓄積する措置は竣工までに行うこと

テキスト19ページ

○経営事項審査受審までの主な流れ



※経営事項審査を電子申請する場合、受審申込は不要です。

テキスト 20 ページ

○経営事項審査受審の際の注意点

- ・通知された日時屋会場でどうしても受審できない場合、または当日指定された時間に間に合わない場合は必ずご連絡ください。
- ・経審の結果通知書は受領したら、速やかに申請書記載内容と確認を行い、通知書の内容が申請書と異なる場合は、必ず通知書受領後 30 日以内にご連絡ください。ただし、審査時に提出した申請書の内容自体の変更はできません。

(例) 技術者の資格コードを変更したい

完成工事高を 2 年平均から 3 年平均に変更したい など

テキスト 22 ページ

○経審の申請書類、添付書類、持参書類について

提出部数 2 部 O A 化用入力票の提出は不要

原本必要・・・建退共、納税証明書 等

原本不要・・・標準報酬決定通知書、資格者証 等

○建設機械の所有及びリースの台数に関する添付書類

機械	添付書類
ショベル系掘削機、ブルドーザー トラクターショベル、解体用機械 モーターグレーダー、締固め用機械、 不整地運搬車	特定自主検査記録表（写）
ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証（写） ※電子車検査証の場合は 自動車検査証＋自動車検査証記録事項（写）
移動式クレーン	移動式クレーン検査証（写）

・建設機械の売買契約書とカタログまたは写真については、各機械初回申請時のみ添付してください。

・リース契約書は毎回添付が必要です。

テキスト 27 ページ

○技術職員、技能者の雇用期間の確認書類

健康保険証がない場合→雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※標準報酬決定通知書の資格取得年月日欄又は適用年月日で雇用期間を確認できる場合もあります。

(例) 事業所 X・・・審査基準日は令和 7 年 10 月 31 日

技術者 A・・・令和 5 年 9 月から X で勤務、令和 7 年 8 月に国家資格取得
X の直近の標準報酬月額が令和 7 年 9 月である場合、

〔「適用年月日が令和 7 年 9 月の標準報酬月額決定通知書」(直近の通知書)
+
「適用年月日が令和 6 年 9 月の標準報酬月額決定通知書」(1 つ前の通知書)〕

を確認することで、A が審査基準日以前 6 ヶ月以上、X で雇用されていたことの確認が可能

テキスト28ページ

申請業種ごとに
官公庁元請工事
民間元請工事
民間下請工事

の「契約書又は請求書」及び「元帳又は通帳」

※ 81ページを参考に工事経歴書に番号の記入し、番号の付箋等を契約書・請求書などに貼り付けるなどの事前準備のご協力よろしくお願いします。

テキスト 3 3 ページ

○申請する業種に関する留意事項

- ・経審については、工事実績がなくとも申請は可能です。ただし、県の入札参加資格の申請をする場合は、直近2年間のうちいずれかに申請業種の工事実績が必要です。

- ・一式工事に専門工事を合算して経審を受けた場合、合算した専門工事については、県の入札参加資格の申請はできません。

(例：土木一式にとび・土工を合算、建築一式に大工を合算 等)

《注意》

経審を受審した後で、申請内容を変更することはできません。

(具体例)

- ・合算をやり直したい
- ・技術職員の有資格コードを変更したい
- ・完成工事高を2年平均から3年平均に変更したい 等

テキスト 3 4 ページ

○建設工事と認められない工事

- ア 砂利等の散布のみ（てん圧をした場合は、建設工事に該当）
- イ 側溝清掃及び道路等の降灰除去
- ウ 電気、消防施設等の保守点検及び部品等の交換
- エ 電球、蛍光灯の取り替え作業
- オ 造園工事等の場合の剪定、維持管理作業
- カ 道路側帯及び河川等の伐採、除草作業
- キ 仮設物（選挙時の掲示板等）の設置
- ク 河川の中州、寄州除去、崩土除去（※）
- ケ 土砂等の掘削等を伴わない伐開作業
- コ 地質調査、測量調査
- サ 海岸や港等の漂流物除去
- シ 船舶や自動車に係る業務

※公共機関が建設工事として発注してる場合は建設工事として計上可能

テキスト5 4ページ Q 1 3

○**経審時の常勤の技術職員の判断基準**（建設業計理士についてはQ 4 4 参照）

7 5 歳未満	①標準報酬月額決定通知書の提示がある者 ②個人事業主又はその事業専従者 ③従業員 4 人以下の個人事業所に勤務する者で、審査基準日以前 6 ヶ月のうち 1 0 万円以上の給与が支払われている月が 4 ヶ月以上ある者
7 5 歳以上 (役員)	役員報酬が支払われている者
7 5 歳以上 (上記以外)	①標準報酬月額決定通知書の提示がある者 ②個人事業主又はその事業専従者 ③審査基準日以前 6 ヶ月のうち 1 0 万円以上の給与が支払われている月が 4 ヶ月以上ある者

※技術職員名簿に記載できる者は、常勤職員に限りますので、上記の判断基準に該当したとしても、非常勤の取締役や勤務日数の少ない職員は記載できません。

テキスト6 1 ページ Q 3 4

○技能者について

技能者名簿に記載する技能者に該当する者とは、

審査基準日以前 3 年間に建設工事に従事する者として施工体制台帳の作業員名簿に記載された者です。

ただし、次の①～③の者は除きます。

- ①建設工事の施工の監理のみに従事した者（監理技術者、主任技術者等）
- ②建設工事の施工に従事しない者（事務職員、ダンプの運転手等）
- ③ 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係がない者

なお、施工体制台帳の作成義務については、Q 3 5 を参考にしてください。

※レベル向上者がいない場合は、技能者名簿は作成不要です。

テキスト6 5ページ Q47

○建設機械のリースについて

経審で加算対象となる場合

→審査基準日から **1年7ヶ月以上**の使用期間があり、実質的に保有と同視しうるリース契約を締結している場合

※リース契約の満了日が近づき、残りの使用期間が1年7ヶ月に満たない場合には、リース期間の延長について、リース会社との合意が確認できる書類も併せて提出してください。

テキスト 8 4 ページ

○記載例 5 技術職員名簿

経審上での監理技術者講習受講者の加点については、講習を修了した日から、講習を修了した日が属する年の翌年の開始日から5年の間加点可能です。

(例) 令和7年8月5日に講習終了した場合

◇加点可能期間◇

令和7年8月5日

～

令和12年12月31日



講習修了した日



講習修了した日（令和7年8月5日）が属する年（令和7年）の
翌年の開始日（令和8年1月1日）から5年

C P D単位取得数については、C P D認定団体ごとの数値を基に算出してください。（テキスト 1 1 2 ページ 記載例 2 0 参照）

1人あたりの上限は30単位とし、2以上の複数団体から単位を取得している場合は、いずれか1つの団体の数値を基に算出してください。

テキスト 8 7 ページ

○記載例 6 その他の審査事項

公認会計士等の数

＜対象者＞

- ①国土交通大臣が指定する研修を受講した公認会計士
- ②国土交通大臣が指定する研修を受講した税理士
- ③（試験合格年度の翌年度から5年を経過していない）又は（登録経理講習の受講年度の翌年度から5年を経過していない）1級登録経理試験の合格者

※③の具体例

令和7年8月31日が審査基準日の場合

- ・令和2年度以降に1級登録経理試験に合格した者
- ・令和2年度以降に登録経理講習を受講した者

2級登録経理試験合格者についても、対象者は1級登録経理士と同様の取扱いになります。

テキスト 9 9 ページ

○記載例 1 6 防災協定の証明書

証明書の証明年月日には原則として、**審査基準日**を記入してください。

テキスト 1 0 6 ページ

○記載例 1 8 建設機械の保有状況、I S O等の取得状況一覧表

＜特定自主検査日又は有効期間満了日＞

- ・ ダンプ車、移動式クレーン、
アスファルト・フィニッシャ → 有効期間満了日
- ・ 上記以外の建設機械 → 特定自主検査実施日

《注意》

I S O等の取得状況については、認証範囲に建設業が含まれており、かつ建設業法上の全ての営業所が認証書の関連事業所に含まれていることが必要です。

テキスト 1 1 7 ページ

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

○宣言日

審査基準日以前であること

○申請区分

- ・「A.取り組みを行う」→審査基準日時点で取組開始日に到達していない者は
取組開始日以降は自主宣言の取組を行う。
- ・「B.取り組みを行っている」→審査基準日時点で取組開始日が到来している者は
取組を行っている場合を指す。

なお、取組開始日以降に取り組みを行わなかった場合、

また、取組を行っていないにもかかわらず「取り組みを行っている」と宣言した場合は虚偽申請となる恐れがあるため、留意してください。

説明は以上となります。
ご清聴ありがとうございました。

